

令和7年10月からの
新しい障がい福祉サービス

「就労選択支援」が始まります

～令和7年3月時点版～

○障害者総合支援法の改正により、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、アセスメント(本人の就労能力や希望などの評価)を行い、就労先の選択を支援する「就労選択支援」が創設されました。(令和7年10月施行)

「就労選択支援」とは

就労系サービスの利用や一般就労を希望する障がいのある方に対し、アセスメントによる就労能力や適性の評価、就労に関する意向確認を行い、本人の希望を尊重した適切な選択を支援するサービスです。

特徴その1 多機関によるケース会議

作業場面を想定した場で本人の働く様子を確認し、就労、福祉、医療、教育などから必要な機関を集めたケース会議で、客観的に就労能力を評価を行います。

特徴その2 アセスメント結果の共有

アセスメント結果は、本人や家族等と共有され、一般就労に向かう場合は、ハローワークとも共有を行い、適切な就労に繋がるよう職業指導等にも活用されます。

特徴その3 状況に応じて就労選択支援の利用が原則

○就労経験がなく、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある人は、原則、あらかじめ「就労選択支援」を活用しアセスメントを受ける必要があります。

※R9.4からは新たにA型の利用意向のある人などにも適用されます。

○すでにA型やB型事業所を利用されている人も、希望に応じて就労選択支援を利用できます。

メリット

本人が本来持っている就労の可能性を知ることができ、
選択肢の幅を広げることが可能になります!



就労選択支援の対象者のイメージ

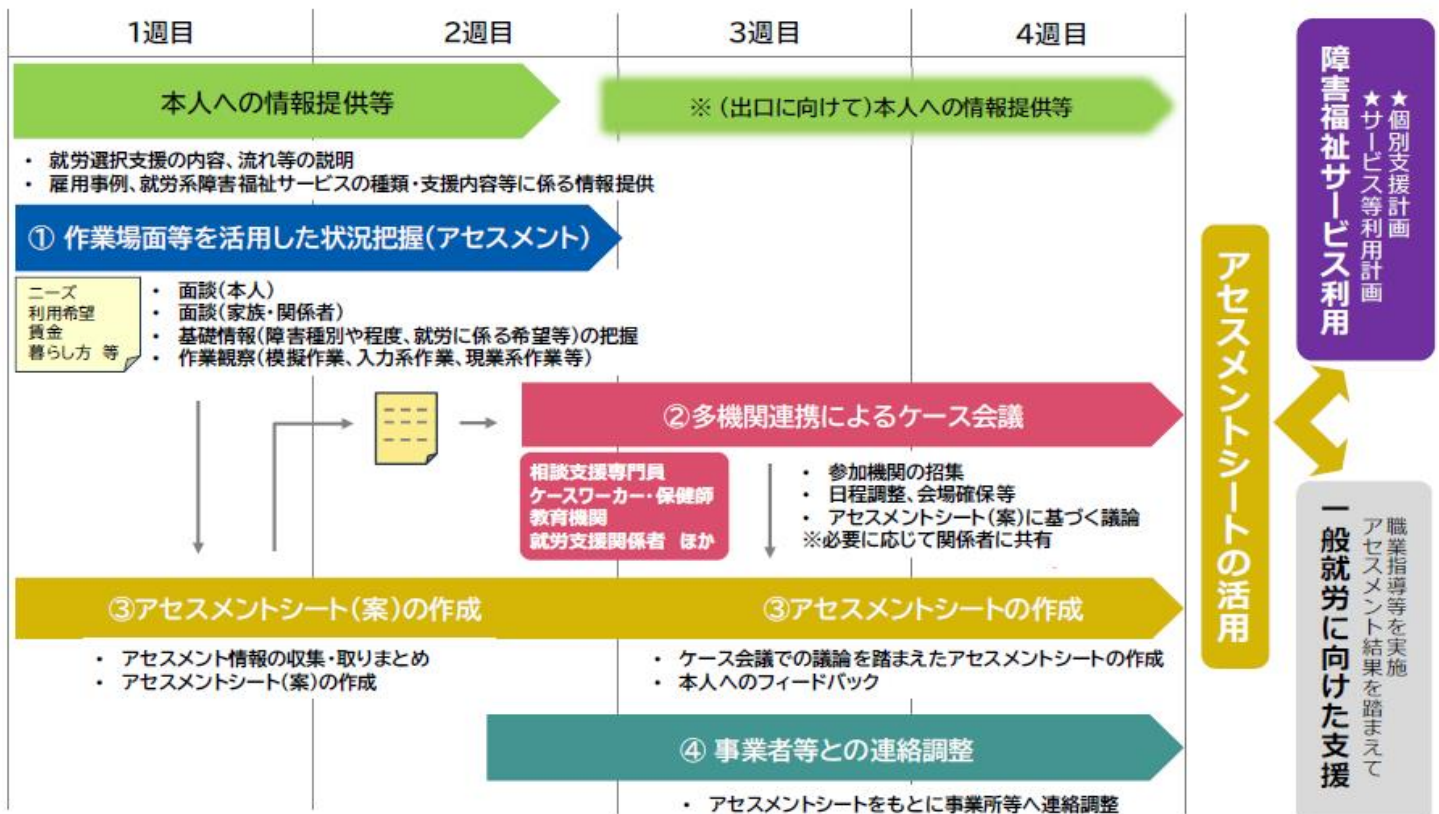
(論点1参考資料①)

- 就労選択支援の対象者のうち、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある者は、就労先や働き方を選択するに当たって、支援の必要性が高いと考えられることから、施行当初の令和7年10月以降から、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用する。
- 新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて支給決定の更新の意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（既に就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

※既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



【出典】厚生労働省「就労選択支援に係る報酬・基準について〈論点等〉」(令和5年11月)
厚生労働省「就労選択支援について」(令和7年1月)